居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者

事	業者	<u>*</u>	り 名	称	九十九里ホーム
法	人	所	在	地	千葉県匝瑳市飯倉 21 番地
法	人		種	別	社会福祉法人
代	表	者	氏	名	理事長 井上峰夫
電	話		番	号	0479-72-1131

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事	業	-	所		名	九十九里ホーム山田居宅介護支援事業所
所		在			地	千葉県香取市大角 1545-16
介	護保「	険 指	定	番	号	居宅介護支援(千葉県 1274900016)
サ	ービ	ス提	供	地	域	香取市(旧山田町、旧小見川町、旧栗源町)、匝瑳市(旧八日市場市豊和地域)

(2) 当法人のあわせて実施する事業

種類	事	業	者	名	事業者指定番号
病院	九十九里ホ	ーム病院			_
老人保健施設	老人保健施	設ミス・へい	/ テ記念ケアセ	ンター	1251680016
	老人保健施	設日向の里			1255380019
特別養護老人ホーム	特別養護老	人ホーム松上	丘園		1271900118
	特別養護老	人ホーム第二	二松丘園		1275600045
	特別養護老	人ホーム山目	田特別養護老人	ホーム	1274900081
	特別養護老	人ホーム瑞和	恵園		1298700046
	特別養護老	人ホームシス	ナン		1278700289
	特別養護老	人ホーム太阪	易の家		1278700412
養護老人ホーム	養護老人ホ	ーム瑞穂園			_
障害者支援施設	聖マーガレ	ットホーム			1271900183
短期入所生活介護	特別養護老	人ホーム松上	土園		1271900100
	特別養護老	人ホーム第二	二松丘園		1275600037
	特別養護老	人ホーム山目	田特別養護老人	ホーム	1274900099
	特別養護老	人ホームシス	オン		1278700305
	特別養護老	人ホーム太阪	易の家		1278700420
短期入所療養介護	老人保健施	設ミス・へこ	ノテ記念ケアセ	ンター	1251680016
	老人保健施	設日向の里			1255380019
通所介護	九十九里ホ	ームデイサー	ービスセンター		1271900092

	T	
	第二松丘園デイサービスセンター	1275600029
	九十九里ホーム山田デイサービスセンター	1274900032
	瑞穂園デイサービスセンター	1278700156
	ケアサロン悠々	1278700057
	九十九里ホーム飯高デイサービスセンター	1278700214
	太陽の家デイサービスセンター	1278700404
通所リハビリテーシ	老人保健施設ミス・ヘンテ記念ケアセンター	1251680016
ョン	老人保健施設日向の里	1255380019
訪問介護	九十九里ホームヘルパーステーション	1271900142
訪問看護	九十九里ホーム訪問看護ステーション	1261690023
地域包括支援センタ	横芝光町地域包括支援センター	_
<u> </u>	匝瑳市西部地域包括支援センター	_
居宅介護支援事業所	九十九里ホーム居宅介護支援事業所	1271900050
	第二松丘園居宅介護支援事業所	1275600011
	九十九里ホーム山田居宅介護支援事業所	1274900016
地域密着型特別養護	特別養護老人ホーム瑞穂園	1298700046
老人ホーム		
認知症対応型共同生	グループホーム第二松丘園	1299100014
活介護		
こども園	あかしあこども園	_
サービス付き高齢者	聖アンナ館	1271900142
向け住宅		
		·

(3) 職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営および業務全般の管理	1人以上
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	2 人以上
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1人以上

(4) 勤務体制

月曜日~日曜日	午前8時~午後5時
緊急連絡先	緊急の場合、24 時間体制にて対応いたします。
	緊急時連絡電話:0478-70-7171

(5) 居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	居宅サービスガイドラインを使用し、厚生省の標準課題項目に準じ
	て最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状
	況の把握を行う
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	九十九里ホーム山田居宅介護支援事業所
担当者	大木 貴之
電話番号	0478-70-7171
対応時間	月曜日~日曜日 午前8時~午後5時

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、充分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

香取市役所 福祉健康部 高齢者福祉課	電話番号	0478-50-1208
保険管理班	FAX 番号	0478-79-6160
匝瑳市役所 高齢者支援課 介護保険班	電話番号	0479-73-0033
	FAX 番号	0479-72-1116
千葉県国民健康保険団体連合会	電話番号	043-254-7428
	FAX 番号	043-254-7401

5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおりの対応を致します。

①事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村(保険者)に報告します。

②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村 (保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、 再発防止に努めます。

6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び 医療機関に連絡を行い指示に従います。

7. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する 情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対 応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名 称を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 他機関との各種会議等

- ①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

9. 秘密の保持

- ①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た 利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務 は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報 を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めること なく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の 提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定 し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう 努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に 実施します。

13. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう 努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して 行う事ができるものとします)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支 援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。 この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものと します。

但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 九十九里ホーム山田居宅介護支援事業所

所 在 地 千葉県香取市大角 1545-16

管理者 大木 貴之

説明者

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者		
住 所		
氏 名		
代 理 人		
住 所		
氏 名		
	(続 柄	`